

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年1月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2400746 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2400095 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和 2 年 9 月から令和 3 年 3 月までの標準報酬月額については、11 万円から 24 万円とする。

令和 2 年 9 月から令和 3 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 2 年 9 月から令和 3 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 46 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、同社の届出誤りにより 11 万円と記録されてしまった。その後、請求期間の標準報酬月額を 24 万円に訂正する届出が行われたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（24 万円）及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額（24 万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（11 万円）を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出（令和 6 年 2

月 26 日受付) しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400641号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2400040号

第1 結論

昭和61年*月から平成元年7月までの請求期間及び同年8月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年*月から平成元年7月まで
② 平成元年8月から平成3年3月まで

私が20歳になった昭和61年*月頃に、父親が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間①に係る国民年金保険料を納付してくれていた。A大学に入学するため、平成元年8月に住民票を実家のあるB市からC市に移したが、それまでと同様に、父親が請求期間②の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。いずれの期間についても、具体的な納付方法はわからないが、私が学生である期間は、代わりに納付すると父親から聞いていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、昭和61年*月頃に、父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、請求者は国民年金の加入手続及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行ってくれたとする請求者の父親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間当時、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出されていたところ、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金番号「*」の払出年月日は、平成3年5月21日と記載されていること、ii) D市の国民年金被保険者名簿によると、請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得した日は、学生が国民年金の強制加入対象者となった平成3年4月1日(届出年月日は平成3年4月25日)と記載されていることから、請求者の国民年金に係る加入手続は、同年4月頃に同市において初めて行われたと推認でき、請求者は、請求期間①及び②において、国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を

納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる氏名検索を行ったものの、請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間①当時に居住していたとするB市及び請求期間②当時に居住していたとするC市は、保存期限経過のため、いずれも請求期間①及び②に係る資料はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。